

米国税関、サプライチェーン情報開示の強化を検討

輸入時の情報開示に関する規則案の事前公告

2026年9月2日、米国税関国境警備局(CBP)が、サプライチェーンの可視化に関する規則案の事前公告(ANPRM)を公表しました。根拠は2026年6月3日に署名された大統領令14411「Strengthening Customs Enforcement」です。不正な積み替えによる関税や貿易法の回避を防ぐことが目的です。



今後の流れ

2026年9月2日

ANPRM 公表

2026年10月時点

意見募集中

2026年12月1日

意見募集の締切

その後

時期は示されていません

検討されている主な4項目

日本側で用意する情報に関する項目	体制の整備に関する項目
A 外国の輸出書類の提出  米国税関が輸入申告の内容を確かめるため、日本からの輸出時に作成・提出した輸出申告・インボイス・原産地証明書などを、米国の輸入者から提出させる案です。	C 追跡技術の活用  原材料の調達先まで遡って確認できる追跡技術の活用が検討されています。追跡へのAI活用や、輸入申告を受け付ける米国税関のシステム(ACE)との連携も論点です。
B 当事者の特定と識別番号  製造者・荷送人・販売者を正確に特定するため、社名と住所から作る製造者コード(MID)に代え、事業者ごとに固有の企業ID(GBI)を使う案が検討されています。	D CTPATの拡大  米国税関が保安体制を認定する任意制度(CTPAT)で、追跡体制の整った事業者を優遇する仕組みが検討されています。認定事業者すべてに追跡技術の導入を求めるかも論点です。

日本の事業者への影響

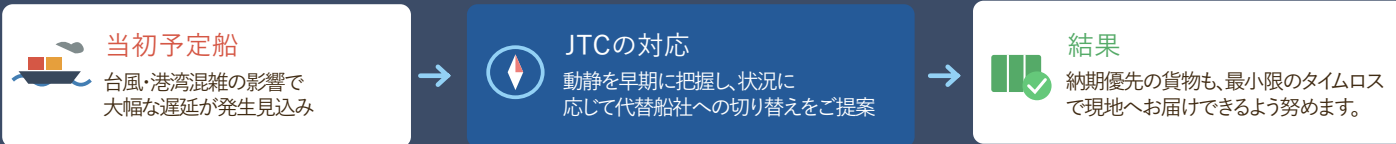
表のA・Bで提出を求められるのは米国の輸入者ですが、その書類や情報は日本の荷主・乙仲・フォワーダーから集めることになりそうです。現在は規則案づくりの前段階で、**提出の義務はまだありません**が、将来的に規則化されれば輸出書類をすぐ渡せるよう保管し、社名・住所の表記を書類間で揃えておく必要が出てくるかもしれません。

出典:U.S. Customs and Border Protection「Heightened Import Disclosures for Supply Chain Visibility」(91 FR 56408・2026年9月2日公表/意見募集は2026年12月1日まで)

台風によるスケジュール遅延リスクと弊社の対応策

秋は台風の発生・接近が相次ぎ、海上輸送において一年で最もスケジュールが乱れやすい警戒時期です。台風通過後も港湾の荷役停止や本船の沖待ち(港外での待機)が発生し、その遅延は10月後半から11月の運航スケジュールへ大きく波及します。

弊社のご提案:柔軟な代替船での対応体制



10月に特にご注意いただきたい理由

- 遅延の「連鎖・長期化」リスク:**
アジア各港での離着岸遅れが積み重なり、予定していた本船の日本寄港時期が数日から1週間以上ずれ込むケースが頻発します。
- スペースの逼迫(ひっばく):**
スケジュール調整による欠航や遅延船の集中により、10月中～下旬は船のスペースが急激に取りにくくなります。

今月～来月に向けてお客様へお願いしたい対策

- 通常より早めのご出荷手配(ブッキング):**
10月～11月上旬の出荷分は、通常より余裕を持った日程でご相談ください。
- 納期条件の事前共有:**
納期優先の貨物は、必着日を早めにお知らせください。複数船社・別ルートを選択肢をご提案します。

貨物の詳しい動静確認や、納期に合わせた最適な輸送プランのご相談は、
弊社担当営業までお気軽にお問い合わせください。